

# 台風18号

# ▼支援メニュー

10月8日(木)に上陸した台風18号で被災された方への支援制度をご紹介します。概要のみの掲載とさせていただきます。詳しくは各担当課にお問い合わせください。

## ▼防災対策課

☎23局3548 FAX23局0180

✉saigai@city.tahara.aichi.jp

## 内容

災害を受けたことにより臨時に必要な経費を貸付け／貸付上限額目安150万円／利息年1.5%。据置6か月・償還7年以内

## ▼社会福祉協議会 ☎23局0610

## 被災世帯等への水道使用料など減免

### 対象

床上・床下浸水した世帯

内容 「水道・下水道」床上浸水世帯は20トン、床下浸水世帯は10トンを使用量から減量／「農業集落排水」床上浸水世帯は1か月分、床下浸水世帯は1か月分の2分の1を減免／「し尿汲取」1回分の手数料を免除

## ▼水道課 ☎23局3532

## 被災住家の再建融資制度の利子補給

対象 市内に住所があり住家が被災した方 ※事業所は除く

内容 被災住家の建替・改修に要する費用を借入した場合の利子補給／年2%以内・3年間助成

## ▼防災対策課 ☎23局3548

## 【農業・商工業】

## 農業災害相談室の開設

対象 市内に住所がある農業者の方

内容 営農支援センター(赤羽根市民セ

## ▼保険年金課 ☎23局3514

## 後期高齢者医療一部負担金の免除

対象 床上浸水被害を受けた高齢者の方 ※世帯主が市民税非課税の方

内容 病院の窓口で支払う一部負担金を6か月免除

## ▼保険年金課 ☎23局3514

## 産業廃棄物処理手数料の減免

対象 被災された方

内容 産業廃棄物(瓦・コンクリート等)からレンガ・タイル)処理手数料の免除

## ▼清掃管理課 ☎23局3538

災害見舞金

対象 住宅が床上浸水被害を受けた方

内容 1世帯1万円を支給

▼福祉課 ☎23局3512

災害救済物資配分

対象 住宅が床上浸水被害を受けた方

内容 毛布1人1枚／緊急セットおよび見舞品1世帯1個

▼福祉課 ☎23局3512

生活福祉資金貸付け

対象 低所得世帯／生活保護世帯／障がい者世帯／高齢者世帯(介護を要する高齢者が属する世帯に限る) ※災害援護資金対象外となった方

▼保険年金課 ☎23局2149

後期高齢者医療保険料の減免

対象 床上浸水被害を受けた高齢者の方

内容 12か月以内の期間保険料を半額減額

## 【税・保険】

## 固定資産税の減免

対象 床上浸水・家屋半壊以上の被害を受けた方／償却資産が使用不能となった方 ※課税されている方に限る

内容 被害を受けた資産の平成21年度第3・4期分固定資産税・都市計画税の一部を減免／申請期限12月18日(金)

▼税務課 ☎23局3510

## り災証明書の交付

対象 り災場所に住民登録のある方／り災場所の家屋所有者／被災車両の所有者

内容 窓口で証明書を交付

▼市民課 ☎23局3511／渥美支所市民生活課 ☎33局1112／赤羽根市民センター(旧赤羽根支所) ☎45局3111

## 【生活・福祉】

## 国民健康保険税の軽減

対象 固定資産税減免世帯の方

内容 国民健康保険税第7・8期の一部を軽減

▼保険年金課 ☎23局2149

## 後期高齢者医療保険料の減免

対象 床上浸水被害を受けた高齢者の方

内容 12か月以内の期間保険料を半額減額

▼保険年金課 ☎23局2149

後期高齢者医療保険料の減免

対象 床上浸水被害を受けた高齢者の方

内容 12か月以内の期間保険料を半額減額

●冠水した川岸地区 (写真提供：川岸自主防災会)